

大口町告示第53号

大口町オープンカウンタ実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年3月31日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町オープンカウンタ実施要領の一部を改正する要領

大口町オープンカウンタ実施要領（平成２６年大口町告示第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「予定価格が８０万円を超えない額」を「執行予定額が１５０万円以下」に改める。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

大口町オープンカウンタ実施要領の一部改正新旧対照表

新	旧
(対象案件) 第4条 オープンカウンタによりことができる物品購入は、<u>執行予定額が150万円以下</u>で、総務部行政課へ依頼された案件のうち、種目等を考慮して決定するものとする。	(対象案件) 第4条 オープンカウンタによりことができる物品購入は、<u>予定価格が80万円を超えない額</u>で、総務部行政課へ依頼された案件のうち、種目等を考慮して決定するものとする。